

団体信用生命保険(だんしん)および債務返済支援保険 中途加入者の募集のご案内

～現在、共済組合の貸付金を借り受けている方へ～

団体信用生命保険(だんしん)事業は、共済組合の貸付金を借り受けている方が、その貸付金の償還中に、万一、死亡または高度障害となった場合、その貸付金の債務残高を保険金で相殺することで、ご本人やその家族のために退職手当等の財産を確保することを目的とした保険制度です。

また、債務返済支援保険制度は、共済組合の貸付金を借り受けている方が、その貸付金の償還中に、万一、病気やケガでやむなく長期間休まれた場合(就業障害)に、休まれている間、貸付償還金相当額の保険金をご本人に支払われる(30日間の免責期間経過後も引き続き休職している場合、最長3年間)ことで、貸付金の償還を気にすることなく、安心して治療・療養に専念できることを目的とした保険制度です。

本年も、この団体信用生命保険および債務返済支援保険に未加入の方を対象に、次の要領に基づいて中途加入の募集を行いますので、ぜひ加入ください(すべての貸付け(高額医療貸付および出産貸付を除く。)が対象になります)。

団体信用生命保険(だんしん) 中途加入要領

■募集対象者

現在、共済組合より貸付金を借り受けている方で、次の3点すべてを満たす方が対象となります。

- ① 平成19年12月1日現在の年齢が、満70歳未満の方。
- ② 平成19年9月末日現在において、1口ごとの貸付金残高が50万円以上の方。
- ③ 次の告知事項に抵触しない方

健康状況(告知事項)

私は、団体信用生命保険への加入を申し込むにあたり告知日(申込日)現在、正常に就業し、かつ3年以上に左記の病気で連続2週間以上の入院をしたことはありません。

○狭心症・心筋梗塞・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症

○脳卒中(脳出血・脳梗塞・くも膜下出血)・脳動脈硬化症

○精神病・ノイローゼ・てんかん・自律神経失調症・アルコール中毒

○ぜんそく・慢性気管支炎

○胃潰瘍・十二指腸潰瘍・潰瘍性大腸炎・慢性すい臓炎

○慢性肝炎・肝硬変・慢性腎炎・腫瘍・ポリープ

○糖尿病・リウマチ・膠原病

■保険金額

平成19年9月末日の貸付金残高を10万円単位に切り上げた額。

■特約保証料

前記の保険金額10万円に対し、月額20円。

■特約保証料の徴収

1年分の特約保証料を加入申込書により指定された預金口座から口座振替の方法で自動的に引き落としします(口座振替日：平成19年12月25日)。

【特約保証料の計算例】

●平成19年9月末日の貸付金残高が495万円の場合。

495万円÷500万円(10万円単位に切り上げ)

500万円÷10万円×20円

＝1000円(月額)

1000円(月額)×12月

＝1万2000円(年間徴収額)

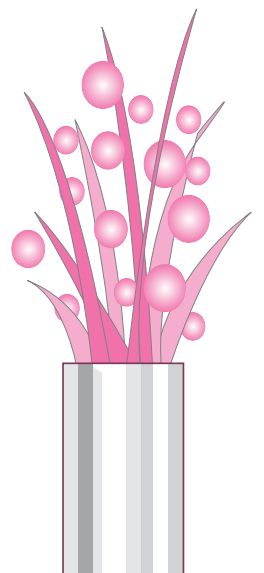
■保障期間

平成19年12月1日から1年間(1年経過後は、償還完了まで毎年9月末日の貸付金残高を基準に同様の方法により特約保証料を算定し、毎年12月に1年分を自動的に引き落とし、1年単位で自動更新されます)。

■申込方法および申込締切日

申込用紙(団体信用生命保険事業加入申込書兼告知書兼口座振替申込書)に必要事項を明記のうえ、平成19年9月21日までに所属所の共済事務担当課を経由し、共済組合へ提出してください。

ただし、複数の貸付けを借り受けている場合は、それぞれについて申込みが必要になります。



■注意事項

- 団体信用生命保険(だんしん)は、次のような場合には、保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。
- ① 加入申込時の「告知」に虚偽があったとき。
 - ② 保障の開始日から1年を経過する前に自殺したとき。
 - ③ 戦争その他の変乱により死亡または高度障害になったとき。
 - ④ 加入者の故意により高度障害状態となったとき。
 - ⑤ 加入者の詐欺の行為があったとき。
 - ⑥ 保障開始日前の障害または疾病により高度障害状態となったとき。

債務返済支援保険加入要領

■募集対象者

現在、共済組合より貸付金を借り受けている方で、次の5点すべてを満たす方が対象となります。

- ① 団体信用生命保険(だんしん)を同時に申し込んでいる方。
- ② 新規加入時の年齢が、満18歳以上満60歳未満の方。
- ③ 元本・利息を償還中の方(修学貸付において修学中は利息のみの償還となるため、修学中の修学貸付は債務返済支援保険に加入することはできません)。
- ④ 団体信用生命保険(だんしん)に加入できる方のうち、過去3年以内に次の告知事項に掲げる病気により治療・投

薬を受けていないこと。

過去3年以内に左記の病気で医師の治療・投薬を受けたことがありません。

一過性脳虚血発作(TIA)、心不全、大動脈瘤、不整脈(心房粗細動など)、じん肺症、慢性肺気腫、クローン病、下垂体・副腎機能障害(クッシング病、巨人症、アジソン病など)、重症筋無力症、血友病、再生不良性貧血、悪性リンパ腫、エイズ、HIV感染症、認知症(痴呆)、パーキンソン病・症候群、網膜色素変性症、黄斑部変性症

- ⑤ 申し出期限までに組合に適用を申し出た方。

■保険金額

平成19年9月末日の貸付金残高を基に年間償還額(毎月償還額とボーナス償還額の合算額)を12で除し、1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた返済金相当額(平均返済月額)。

■保険料

返済金相当額(平均返済月額)1万円に対し、月額165円とし、1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額を月間保険料とする。ただし、返済金相当額(平均返済月額)が1万円未満の場合は、月額165円。

■保険料の徴収

団体信用生命保険(だんしん)の特約保証料の徴収と同じです。

【保険料の計算例】

● 毎月償還………2万5000円

ポナナス償還………10万円の場合

2万5000円×12月＝30万円…①

10万円×2回＝20万円…②

(①+②)÷12月＝4万1667円…③

③÷1万円×165円＝688円…④

④×12月＝8256円(年間保険料)

■保険期間

団体信用生命保険(だんしん)の保障期間と同じです。

■申込方法および申込締切日

団体信用生命保険(だんしん)の申込方法および申込締切日と同じです。

■注意事項

債務返済支援保険におきまして、次のような場合には保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

- (1) 故意または重大な過失により被った身体障害。
- (2) 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害。
- (3) 麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害。
- (4) 戦争、暴動などによって被った身体障害。
- (5) 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害。
- (6) 頸部症候群(むちうち症)または腰痛でいづれも他覚症状のないもの。
- (7) 自動車または原動機付自転車の無資格運転または酒酔運転による傷害。

(8) 地震、噴火または津波による身体障害。

(9) 精神病、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害。

(10) 発熱時の他覚症状のない感染。

(11) 退職後に開始した就業障害。

(12) 保険期間開始前に発生していた身体障害による就業障害。

(13) 告知義務違反、通知義務違反により解除された場合。

なお、右記以外でも、適用申込み時の所定の告知事項(健康状況)に合致していない場合には、保険料は支払われません。

※ 団体信用生命保険(だんしん)および債務返済支援保険に加入される場合は、ご面倒でも、必ず加入手続きのご案内等を一読し、保険契約内容についてご確認ください。

